

お知らせ

空き地などの適切な管理について

【生活環境課】

例年、空き地の不適切な管理による雑草の繁茂など多くの相談が市へ寄せられています。

空き地の雑草などを放置していると、周辺の美観を損ねるだけでなく、害虫の発生源にもなります。

市では、平成24年度から「橋本市空き地の適切な管理に関する条例」に基づき、土地所有者に対し適切な管理を促しています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地や遊休農地が増えています。農地についても空き地と同じように、近隣の皆さんに迷惑をかけないように、適切な管理をお願いします。

●問い合わせ

- 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100
- 農林振興課 農業委員会係 ☎33-6113

使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しました

【生活環境課】

市役所などで使用済みカートリッジの回収ボックスを設置しています。回収されたインクカートリッジはリサイクル業者に引き渡し、リサイクルされます。ぜひご利用ください。

●設置場所

市役所、保健福祉センター

●問い合わせ

生活環境課 環境企画係 ☎33-3702



マイナンバーカードを作りませんか

【市民課】

マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設しますので、ぜひご利用ください。

●日程 5月16日(日)

●場所・時間

大野西区集会所・午前10時～正午
芋生区集会所・午後1時30分～3時30分

●内容

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。マイナンバーカードの受取りは申請から約1カ月後に交付はがきが自宅に届きますので、内容をご確認の上、市民課までお越しください。

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

●日時

- 5月14日(金) 午後5時30分～8時
- 5月30日(日) 午前9時～午後3時

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時的停止について

【市民課】

下記期間中、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため利用できません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●サービス停止期間 5月1日(出)～5日(祝)

●問い合わせ

- 市民課 住民係 ☎33-1131
- 税務課 市民税係 ☎33-6212

経済センサスー活動調査を実施します

【総務課】

総務省と経済産業省では、6月1日を基準として「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。

この調査は統計法に基づいて実施する基幹統計調査で、全国の全ての事業所および企業が対象となります。

5月末日までに調査票をお届けしますので、調査へのご理解とご回答をお願いします。インターネットでも回答することができますので、ぜひご利用ください。

なお、調査結果は、社会経済に関わるさまざまな計画や施策の基礎資料として利用され、統計作成の目的以外には利用されません。

●問い合わせ

総務課 文書統計係 ☎33-6110

被害者支援無料相談会

【政策企画課】

犯罪や交通事故などの被害者、その家族などを対象に電話および面接による相談を受け付けます。弁護士や臨床心理士などの相談員が相談に応じ、相談は無料です。

●開催日時

5月15日(土) 午前10時～午後4時

●場所 教育文化会館

●相談電話番号 39-2770 (当日限り)

※面接相談はできるだけ事前に申し込んでください。

●申し込み・問い合わせ

紀の国被害者支援センター ☎073-427-1000

6月1日は「人権擁護委員の日」です

【人権・男女共同推進室】

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で人権相談所の開設や人権への理解を深めてもらうための街頭啓発を行なっています。人権擁護委員について、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

人権・男女共同推進室 ☎33-1229

令和3年度 全国瞬時警報システムの訓練放送について

【危機管理室】

市民の皆さんへの緊急情報の伝達体制について万全を期すため、防災行政無線による全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練放送を実施しています。

本年度は、下記日程にて訓練放送を実施する予定です。ご理解ご協力をお願いします。

●日程

5月19日(水)、10月6日(水)、令和4年2月16日(水)

●時間

午前11時～

●放送内容 (予定)

「これは、Jアラートのテストです。」(3回)
「こちらは、防災はしもとです。」

●問い合わせ

危機管理室 ☎33-6105



令和3年度 はかりの定期検査

【シティセールス推進課】

計量法に基づき、和歌山県による「はかりの定期検査」が実施されます。はかりを取りや証明に使用している人は、必ず検査を受けてください。

●日時・場所

日程	時間	場所
5月18日(火)	11:00～12:00	学文路地区公民館
	13:30～15:30	隅田地区公民館
5月19日(水)	10:30～12:00	紀見北地区公民館
5月20日(木)	10:30～12:00	高野口地区公民館
5月21日(金)	13:30～15:30	保健福祉センター

●問い合わせ

- 和歌山県商工観光労働総務課 計量指導班 ☎073-441-2713
- シティセールス推進課 ☎33-6106

女性人材リストへの登録者を募集しています

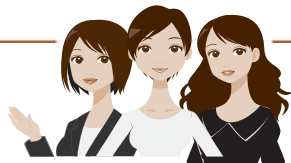
市では、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性ならではの新しい視点や感性を生かして多様な意見を市政に反映させるため、橋本市女性人材リストの登録者を募集します。

●対象

- 市内在住、在勤の20歳以上の女性
- 20歳以上の女性で組織する市内の団体

●登録期間

登録は随時受け付けています。



●応募方法

人権・男女共同推進室で配布している申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送またはEメールで提出してください。

●申し込み・問い合わせ

〒648-8585 (住所記入不要)
橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室
Eメール jinken@city.hashimoto.lg.jp

上下水道料金の5月請求はありません

4月から経営改善の一環として水道メーターの検針期間を2カ月に1回に変更しており、5月はその移行調整期間として、上下水道料金の請求はありません。6月からの請求は今まで通り毎月行います。検針した2カ月分の水量を2等分して、翌月・翌々月に請求します。水量が奇数の場合は端数を後月に加算します。

なお、毎月投函しているお知らせ票の様式も変更し、2カ月に1回の投函となります。

●請求月

- 偶数検針地区
4月検針分 ⇒ 6月請求
6月検針分 ⇒ 7月請求、8月請求
- 奇数検針地区
5月検針分 ⇒ 6月請求、7月請求
7月検針分 ⇒ 8月請求、9月請求

●問い合わせ 水道経営室 (水道サービスセンター) ☎33-2860

